



守りたい

2021年版

警察庁・文部科学省

大切な自分 大切な誰か

～ネットの落とし穴に踏み込まないで～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあっています。実際にあった例を2つ紹介します。

ケース その1

信用している彼氏や友達に、写真を送っただけなのに…

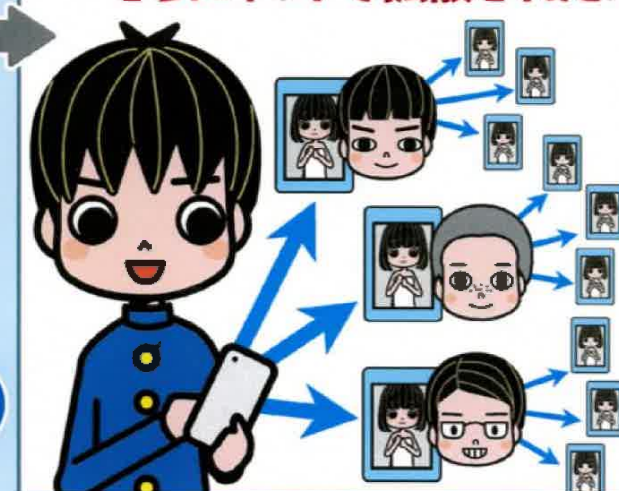
1 彼氏から変なお願いがきて…



2 断りきれずに送ってしまった



3 なんと彼氏がその写真をクラスの男子たちに転送! さらにネットで拡散された!



彼氏・彼女や友達などの信用する相手であっても、絶対に裸の画像を送ってはいけません。一度ネット上に流出した画像は全てを回収・削除することはできません。また、友達などに裸の写真を送信させたり、裸の写真を他の人に転送することは『犯罪』です。

ケース その2

SNSに「家出したい」と書き込んだら、優しいお兄さんが…

1 SNSに「家出したい」と書き込み



2 優しいお兄さんが返事をくれた



3 会いに行ったら遠い場所まで車で連れていかれ、そのまま閉じ込められた!



SNSを使う子供たちが、事件にまきこまれる事が増えています。犯罪者は、優しい言葉をかけてきたり良い人のふりをして、子供たちに近づきます。「二人で遊ぼう」「泊めてあげる」などの言葉で子供が外に誘い出され、いたずらをされたり誘拐される事件がおきています。

愛知県のSNSに起因する被害等の現状

■SNSに起因した事犯の被害児童数の推移
(平成21年～令和2年)

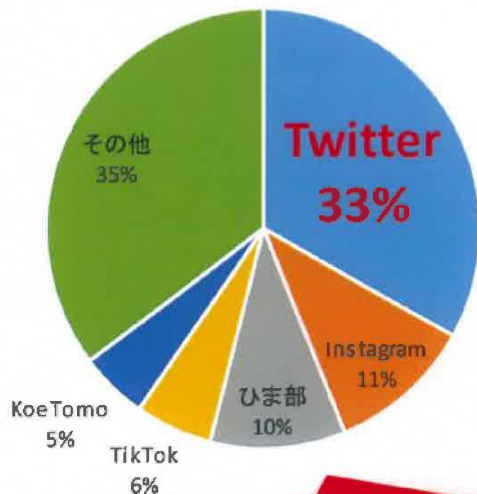


■被害児童のフィルタリングの利用状況(令和2年)
■利用していた ■契約当時から利用なし ■契約時は利用、被害時には利用なし

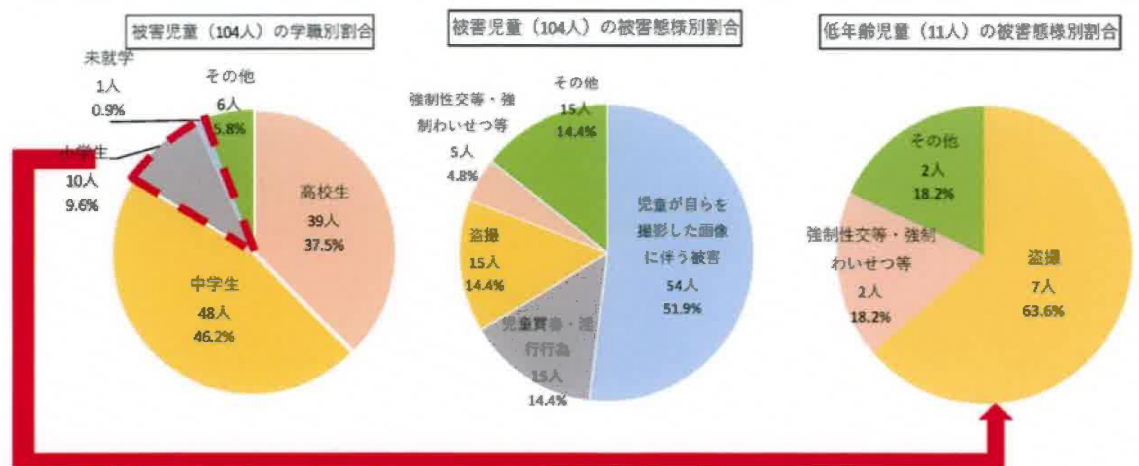


90%以上フィルタリング利用なし

■被害児童の多いサイト(令和2年)



■児童ポルノ事犯の被害児童の学職別等の割合(令和2年)



誘拐や殺人など重大犯罪に巻き込まれてしまうケースもあります。

児童ポルノ被害の態様別

※「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、送信させられる被害をいいます。

子供を守るためにはフィルタリングが有効

フィルタリングは、有害な情報やうっかりアクセスによるトラブルから、子供を守る機能です。青少年インターネット環境整備法では、販売店等に対して、青少年が携帯電話を利用する際の年齢確認やフィルタリングの説明を義務付けています。

しかし、フィルタリングも万能ではありません。



※ フィルタリングは、子供の成長に見合った設定をすることができますので、フィルタリングをしているからと言ってSNSが使えないということはありません。



ゲーム機にも
フィルタリングや
ペアレントコントロール
の設定を!!

犯罪やトラブルから子供を守るために、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

犯罪・いじめ・虐待等の被害に関する相談は

【ヤングテレホン】 052-764-1611

少年の悩み・子供の問題行動に関する相談は

【被害少年相談電話】 0120-7867-70

愛知県警察
少年課

